

# 商標権および商品化権に関する管理・運用規程

最終改定日：令和5年1月18日

## 第1章 総則

### 第1条 [目的]

- (1) 本規程は一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下、「Vリーグ機構」という）、およびVリーグ機構に所属するチーム（参加内定チームを含む。以下、「チーム」という）を運営する組織として社員資格を有する団体（以下、「母体団体」という）の、次の権利に関する事項を定める。
- ①マーク等に関する商標権
  - ②マーク等、またはチームに所属する選手およびスタッフ（以下、「登録構成員」という）の肖像等を使用した製品の商品化権
- (2) 登録構成員の肖像権に関する事項は、「登録構成員の肖像権等に関する管理・運用規程」に定める。

### 第2条 [基本原則]

Vリーグ機構およびチームは、前条に定める権利が固有の権利であることを尊重し、この固有の権利が外部から侵害されることを防ぎ、全体の権利と義務の調整を行うとともに、チームおよび登録構成員の協力を得て、使用可能な権利を活用し、Vリーグ機構の目的の達成ならびにバレーボール界全体の発展に寄与する。

### 第3条 [定義]

- (1) マーク等  
Vリーグ機構またはチームの名称、ロゴ、マーク、マスコット、エンブレム、意匠、商標その他Vリーグ機構またはチームを表示するものの総称
- (2) 商品化権  
マークや肖像等を使用して商品を製造・販売する権利
- (3) ケース i : Vリーグ機構  
Vリーグ機構のマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (4) ケース ii : Vリーグ機構+チーム  
Vリーグ機構およびVリーグ機構に所属する単一または複数のチームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (5) ケース iii : 単一チーム  
Vリーグ機構に所属する単一のチームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合
- (6) ケース iv : 複数チーム  
Vリーグ機構に所属する複数のチームのマーク等を使用して商品を製造・販売する場合

### 第4条 [権利の帰属]

- (1) VリーグロゴマークおよびVリーグのマーク等に関する商標権および商品化権はVリーグ

- グ機構が所有し、管理・運用を行う。
- (2) チームのマーク等に関する商標権および商品化権は母体団体が所有し、管理・運用を行う。ただし、Vリーグ機構は主催する大会やその他の活動において、チームのマーク等を無償で使用することができる。
- (3) Vリーグ機構および母体団体は、各々のマーク等を自己の費用負担と責任において作成、登録の上で管理・運用を行う。

## 第5条 [商品化権の運用基準]

前条に関わらず、マーク等の商品化権の運用は、次のとおりとする。

- ①「ケース i : Vリーグ機構」、「ケース ii : Vリーグ機構+チーム」は、Vリーグ機構が管理・運用を行う。ただし、Vリーグ機構が商品化権を第三者に許諾する場合、許諾を受けた第三者は、商品化に先立ち商品ごとにその素材や形状等についてVリーグ機構の承諾を得なくてはならず、チームに対し商品を低廉な優遇価格で販売することを条件とする。
- ②「ケース iii : 1チーム」は、当該母体団体が管理・運用を行う。
- ③「ケース iii : 複数チーム」は、当該母体団体間の契約内容に則り、管理・運用を行う。

## 第6条 [商品化料]

- (1) 前条1項1号の商品化料は次のとおりとする。ただし、登録構成員の肖像等を使用する場合は、「登録構成員の肖像権等に関する管理・運用規程」に定める肖像使用料を別途必要とする。
- ①有償の場合：販売価格の 5%×製作個数（1アイテムあたり/消費税別）
- ②無償の場合：製作価格の 10%×製作個数（同上）
- (2) 前条1項2号および第3号の商品化料は、母体団体と許諾を受けた第三者との契約内容に則る。

## 第7条 [その他]

- (1) 本規程の適用に関する判断が困難な場合は、個別の案件ごとに理事会でその判断を行う。
- (2) 本規程に定めのない事項については、Vリーグ機構、母体団体および登録構成員が誠意をもって協議し、円満な解決を図る。
- (3) 本規程に定める場合であっても、Vリーグ機構、母体団体、チームならびに登録構成員に不利益をもたらす、またはその発展に寄与しないと判断される場合は、Vリーグ機構はその判断により、商品化権の行使を拒否することができる。

## 附則

本規程は、平成31年3月20日より施行する。

## <改定履歴>

平成31年3月20日 平成31年3月20日の理事会にて、規程類の整理に伴いVリーグ機構規約第2節を切り出し規程化した。また、登録構成員の肖像使用（第

6条第1項) およびVリーグ機構による拒否(第7条第3項)に関する事項を追加した。

令和5年1月18日 第7条1項の決裁者を「常務会」から「理事会」に変更した。